背景等

市内の特養から、特養に併設しているショートステイについて、特養へ転換したい旨の申し 出があった。

東京都及び市の判断基準等

東京都の平成31年度特別養護老人ホーム等施設整備基本指針においては、特養の整備に当たって1割以上の併設ショートステイを整備することを原則としているが、整備予定地の区市町村の長は、地域におけるショートステイ等の充足状況に関する意見書を知事に提出することとし、知事が特に認める場合に限りこれによらないことができるとされている。このため、区市町村の判断により、ショートステイが十分に整備されているなどから、意見書が提出されている場合には、1割以上のショートステイを整備する必要がなくなっている。

また、これに伴い、既に整備済みの特養についても、特養の床数を確保する観点から、 ショートステイベッドの特養ベッド化が、主に東京23区で進んでいる。

今後の方向性(案)

(基礎調査の実施)

併設ショートから特養への意向調査・ショートの稼働状況及びニーズ調査 (配慮すべき事項)

公平性の担保・介護保険料への影響

※次回、介護保険事業計画策定委員会に報告し、上記調査を基に、方向性を確認する。